ACSES ニュースレター_２３２４号（2022 年６月１日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（27 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇労働災害発生状況<厚生労働省>
◇若者の除毛剤による皮膚障害に注意!- 顔面には使用しないで!使用方法とともに、契約内容も必ず確認を！ -<消費者庁>／除毛剤、顔に使わないで　契約内容確認を、消費者庁<Web 報道>
◇従業員は避難して無事　尼崎で火災　自動車部品工場が全焼<放送報道>
◇中央道で車炎上…一時 10 キロ超の渋滞　下り線、石川パーキングエリア付近<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(エアコン、電動アシスト自転車)<消費者庁>
・60 年前に建った校舎の 4 階部分から…高校でコンクリ外壁の一部剥がれ落ち他校の教師に当たる 劣化が原因か<放送報道>
・10 億円送金、理事長給与と認定　了徳寺大などに国税局が指摘<Web 報道>
◇事故、事件の続報
・高機能炭で１ナノグラム未満に　沖縄・北谷浄水場　ＰＦＡＳで企業局説明<新聞報道>
・上智大に賃金未払いで勧告　労基署の是正報告も応じず<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・従業員が非常口把握せず　６人死亡火災で調査報告書―三幸製菓ＣＥＯが謝罪<新聞報道>
・不燃材料を定める件の一部を改正する告示（国土交通省告示第 599 号）<官報>
・石綿、メーカーに賠償命令　札幌高裁、39 人へ１億６千万円<Web 報道>
・中小企業もサイバー攻撃対策を　供給網の人権尊重促す―ものづくり白書<Web 報道>
・ＰＤＣＡサイクルで政策改善を　行革会議が提言<Web 報道>
・水道水から安価に鉛除去　米高校生チームがフィルター開発<Web 報道>
・新潟の中２自殺、両親の請求棄却　「学校対応違反なし」<Web 報道>
・“上級生から丸刈りに”　済々黌元生徒の損害賠償請求を棄却　【熊本】<放送報道>
□大災害、原発事故対策
[大災害対策]
・災害時トイレ「不足」39%　自治体の備えに限界<Web報道>
・「100年に1度」想定を　学校の水害対策促進へ<Web報道>
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２８９報）<厚生労働省>
[原子力施設全般]
・泊原発、運転差し止め命令　札幌地裁、津波対策で初判断<Web報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について ～「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」の公布～<厚生労働省>

蛍袋（ホタルブクロ）

◇労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 91 号）〈官報〉

［4］化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 190 号）〈官報〉

［5］健康安全

◇令和３年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」(確定値)を公表します ～WBGT 値を実測して備え、体調不良時には直ちに対応を～〈厚生労働省〉

◇環境省熱中症予防情報サイトの一時停止について〈環境省〉

◇療養費の改定等について〈厚生労働省〉

◇療養費の取扱い（Ｑ＆Ａ）について〈厚生労働省〉

［6］医薬品

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 193 号）〈官報〉

◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 191 号）〈官報〉

［7］食品安全衛生関係

◇環境食品「選んでいない」が 3 割　情報発信に課題、食育白書〈Web 報道〉

［8］廃棄物関係

◇ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更等について〈環境省〉

◇沖縄県の漂着軽石 約８万立方メートル回収　１２月回収完了へ〈放送報道〉

◇コロナ禍で産業廃棄物急増　再資源化でごみゼロに〈Web 報道〉

◇プラごみリサイクル、カギは「バケツ」　人口 1 万 4 千人の町の挑戦〈新聞報道〉

［9］エネルギー問題

◇家庭用エアコンディショナーの新たな省エネ基準を策定しました〈経済産業省〉

・エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（経済産業省告示第 128 号）〈官報〉

［10］調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　４件　　［公募結果、意見募集結果］　１件　　［調査実施］　１件　　［調査結果］　１件　［統計資料］　１件

［11］その他省庁発表　　４件

［12］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　５件　　［開催記録、報告、資料等］　３件

［13］その他

◇インフルエンザ、感染症関係：３件

［付録］

◇大学ファンド　期待と不安　阪大「研究力、大きな支援」　東大「制度設計、詳細不明」〈新聞報道〉

◇犬や猫へのマイクロチップ装着 きょうから販売業者に義務づけ〈放送報道〉／マイクロチップ義務、来月から販売の犬猫、情報登録〈Web 報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇労働災害発生状況

＜厚生労働省　2022 年 5 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k21_zxUTpNwVBPEBY

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和４年）　　（令和４年５月９日現在）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	72	13	2	16	13	20	35	2	0	3	3	3	0	2	0	8	31	4	0	0	0	227
製造業	8	1	1	5	2	3	18	0	0	1	1	2	0	2	0	7	1	0	0	0	0	52
鉱業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
建設業	32	4	0	3	7	8	10	1	0	0	0	1	0	0	0	1	7	0	0	0	0	74
交通運輸事業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3
陸上貨物運送事業	7	1	0	4	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	24
港湾運送業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林業	1	1	0	0	1	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
農業、畜産・水産業	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
第三次産業	20	6	1	4	1	4	1	1	0	1	2	0	0	0	0	0	15	3	0	0	0	59
商業	6	1	1	2	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10	1	0	0	0	25
うち小売業	3	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	15
金融・広告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健衛生業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
うち社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
接客・娯楽	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
うち飲食店	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
清掃・と畜	5	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	9
警備業	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5
その他	3	4	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	12

◇若者の除毛剤による皮膚障害に注意！

－ 顔面には使用しないで!使用方法とともに、契約内容も必ず確認を！ －

＜消費者庁　2022 年 5 月 31 日＞

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_060/

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_060/assets/consumer_safety_cms205_220531_01.pdf

全国の消費生活センター等に寄せられた情報によると、15-19 歳男性の除毛剤等に関する相談が、若者の商品・

サービス別相談件数のランキングで、令和元年、2 年ともにトップになっています。
除毛剤等に関する相談のうち、危害情報については、被害者の年代別で見ると、全年代に占める 10 歳代、20 歳代の割合が、平成 29 年度の約 3 割から令和 2 年度以降は 6 割を超え、若い世代が中心となってきています。
除毛剤は、化学的作用により手足やわきの下などの体毛を取り除くものであり、人によってはまれに皮膚に炎症を起こすことがあります。
除毛剤を購入・使用する際は以下の点に注意しましょう。
1. 除毛剤は医薬部外品です。顔面には使用できないなど用法・用量や使用上の注意をよく確認し、正しく使用しましょう
2. まずは 1 回分を購入し、使用前にテストをして自分の肌に合うかどうか確認してから使用しましょう
3. 肌に異常が生じた場合は直ちに使用を中止し、症状がひどい場合などは皮膚科医を受診しましょう
4. 特に通信販売で除毛剤を購入する場合は、1 回限りか、2 回目からはいくらか、解約の方法など契約内容を必ず確認しましょう
なお、特定商取引法の改正により、令和 4 年 6 月 1 日から、通信販売の注文時に内容を確認する際の表示がより明確になりますが、今後も、通信販売の契約内容をよく確認してから購入するようにしましょう。
除毛剤等を使って異常が生じた場合や定期購入の解約など困った場合等は「消費者ホットライン」188(いやや)に電話して相談しましょう。

・除毛剤、顔に使わないで　契約内容確認を、消費者庁
＜共同通信　2022 年 5 月 31 日＞　https://nordot.app/904289802933944320?c=39546741839462401
2019 年と 20 年に寄せられた、15～19 歳の除毛剤に関する相談件数と順位（消費者庁提供）

表１　若者（15-19 歳）の除毛剤等の相談件数と順位

性別	令和元年	令和２年
男性	1,406 件（１位）	935 件（１位）
女性	184 件（９位）	235 件（６位）

手足や脇の体毛をなくす除毛剤に関する若い男性からの相談が多いことを受け、消費者庁は 31 日、除毛剤を顔に使用しないことや、契約内容をよく確認して購入することなどを注意喚起した。
消費者庁によると、2019 年度と 20 年度に消費生活センターなどに寄せられた商品・サービス別相談件数で、15～19 歳の男性からは除毛剤に関する内容が最も多かった。
同庁と国民生活センターが運用する事故情報データバンクによると、10～20 代の男性では「お試しのつもりが定期購入だった」「発疹が出るので解約したいが、5 回購入が条件と断られた」など、通信販売での定期購入を巡る事例が目立った。

◇従業員は避難して無事　尼崎で火災　自動車部品工場が全焼
＜サンテレビ NEWS　2022 年 5 月 30 日＞　https://sun-tv.co.jp/suntvnews/news/2022/05/30/53598/
尼崎市で鉄骨 3 階建ての自動車部品工場が全焼する火事がありました。
従業員は避難して無事で、けが人はいませんでしたが、現場は一時騒然となりました。
30 日、午前 8 時半ごろ、尼崎市金楽寺町 1 丁目で「工場付近から黒い煙が出ている、火災ではないか」と近くの会社へ通勤途中の男性から警察に通報がありました。
消防車 14 台が駆け付け火はおよそ 2 時間後にほぼ消し止められましたが、この火事で鉄骨 3 階建ての工場合わせて 440 平方メートルが全焼しました。
警察によりますと火事があったのは自動車部品工場で、操業中でしたが、従業員は避難して無事で、けが人はいませんでした。
また、現場は工場などの建物が立ち並ぶ地域ですが、隣接する建物に延焼はありませんでした。 警察と消防は従業員から当時の状況を聞くなど詳しい出火の原因を調べています。

◇中央道で車炎上…一時10キロ超の渋滞　下り線、石川パーキングエリア付近
＜FNNプライムオンライン　2022年5月29日＞
https://www.fnn.jp/articles/-/366905
東京・八王子市の中央自動車道で、車が炎上した。
29日午前8時ごろ、八王子市の中央道下り線の石川パーキングエリア付近で、車を運転していた男性が、警告ランプが点灯したため、車を止めたところ、ボンネットから煙が出て炎上した。
けが人は、いなかった。
この影響で、現場付近では一時10kmを超える渋滞が発生した。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(エアコン、電動アシスト自転車)
＜消費者庁　2022年5月31日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028931/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220531.pdf
特記事項:
・三菱重工業株式会社(現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社)が輸入したエアコンのリコール(無償点検・改修)
・ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車用バッテリー(「電動アシスト自転車」として公表)のリコール(回収・交換)
１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件
（うちガスオーブンレンジ（都市ガス用）１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：２件
（うちエアコン１件、電動アシスト自転車１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：３件
（うち電動アシスト自転車２件、リチウム電池内蔵充電器１件）

・60年前に建った校舎の4階部分から…高校でコンクリ外壁の一部剥がれ落ち他校の教師に当たる 劣化が原因か
＜東海テレビ　2022年5月30日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/367658
名古屋市千種区の市立･菊里高校で､校舎からコンクリートの外壁の一部が落下しているのが見つかりました。
市の教育委員会などによりますと、名古屋市千種区の菊里高校で28日、校舎の4階部分からコンクリートの外壁の一部が剥がれ落ち、部活の引率で来ていた別の高校の教師の肩に当たりました。
剥がれ落ちた外壁は手のひらの半分ほどの大きさで、教師にケガはありませんでした。
学校などが、30日に業者と共に現場を点検し、さらに剥がれ落ちることを防ぐため、周辺の壁を部分的に削り取る対策をしたということです。
壁が剥がれ落ちた校舎は60年前に建てられたもので、コンクリートの劣化が原因とみられています。
名古屋の市立の学校には、ほかにも老朽化が懸念される校舎がありますが、教育委員会は「数が多すぎるため臨時の点検は考えていない」としています。

・10億円送金、理事長給与と認定　了徳寺大などに国税局が指摘
＜共同通信　2022年5月30日＞　https://nordot.app/903689774152499200?c=39546741839462401
了徳寺大（千葉県浦安市）を運営する学校法人と、同じグループで専門学校を運営していた学校法人が2017～18年、関連法人に送金した総額約10億円は、実質的に大学の理事長を務めるグループトップの了徳寺健二氏の給与に当たるとして、東京国税局が両学校法人に源泉所得税の徴収漏れを指摘していたことが29日、関係者への取材で分かった。
関係者によると、関連法人への送金後、すぐに同額が了徳寺氏側に移されていたという。税額は重加算税を含

め総額約６億円に上るとみられる。

了徳寺氏は「事業資金として借り入れたもので、私的に使っていない」と話し、訴訟提起する意向を示している。

◇***事故、事件の続報***

・高機能炭で１ナノグラム未満に　沖縄・北谷浄水場　ＰＦＡＳで企業局説明

＜琉球新報　2022 年 5 月 31 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/3a5f6f9615635a25942025b42a12bbd67110baad

人体に有害とされる有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）が北谷浄水場の浄水から検出されている問題で、県企業局は３０日、高機能粒状活性炭を導入した吸着池で処理した浄水から検出されるＰＦＡＳの値が、１リットル当たり１ナノグラム未満まで低減されていることを明らかにした。配水管理課の米須修身（おさみ）課長は国の暫定指針値（１リットル当たりＰＦＯＳ・ＰＦＡＳ合計値５０ナノグラム）を超えていないことを強調しつつ「これを良しとしているわけではない。今後も安全で安心な水の供給に努める」と述べた。

企業局は１９９２年度、主にトリハロメタン削減のために浄水場での粒状活性炭処理を開始し、ＰＦＡＳ低減のためにも使用している。しかし、ＰＦＡＳの値が低い原水を処理した場合、それまで吸着したＰＦＡＳが脱着され、原水より浄水のＰＦＡＳの値が高くなる現象が生じていた。この状況に対して、２１年度、浄水場の粒状活性炭吸着池１６池のうち８池で高機能なものに交換、取り替え周期も短縮する。

企業局はこの日､北谷浄水場から給水している７市町村の水道事業担当者にＰＦＡＳ対策の説明会を開催した。高機能粒状活性炭への交換のほか、ＰＦＡＳが高い値で検出されている中部河川・井戸からの取水抑制、発生源を特定するための米軍基地への立ち入り調査申請などを説明した。

企業局によると、説明会後の意見交換では、ＰＦＡＳ汚染への不安を訴える住民の声や、国が暫定指針値を定めた２０年度以前の高濃度検出への対応を問う声などが市町村から上がったという。

・上智大に賃金未払いで勧告　労基署の是正報告も応じず

＜共同通信　2022 年 5 月 30 日＞　https://nordot.app/903946485005369344?c=39546741839462401

上智大で非常勤講師の 60 代女性に賃金未払いがあったとして、大学側が中央労働基準監督署（東京）から是正勧告を受けていたことが 30 日、分かった。大学側は勧告書の受け取りを拒み、労基署が求めた是正報告にも応じていないという。是正勧告は法律違反が認められた際の行政指導で、応じなければ書類送検される場合もある。

女性の加入する「首都圏大学非常勤講師組合」（横浜市）によると、女性は留学生向けの日本語の授業を担当し、授業ごとに賃金が計算されていた。大学側から頼まれた教材作成のためにも長時間働いたが、その分の賃金は「授業時間の給与に含まれている」として払われなかった。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・**従業員が非常口把握せず　６人死亡火災で調査報告書―三幸製菓ＣＥＯが謝罪**

＜毎日新聞　2022 年 5 月 31 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022053101112&g=soc

三幸製菓荒川工場（新潟県村上市）で２月、従業員６人が死亡した火災で、同社は３１日、新潟市の本社で記者会見を開き、従業員の一部が非常口を把握していなかったとみられるとの調査報告書を公表した。火災発生後初めて会見した佐藤元保最高経営責任者（ＣＥＯ）は「皆さまに多大なるご迷惑をお掛けしたことを深くおわび申し上げる」と謝罪した。

同社が設置した調査委員会の報告書によると、避難訓練を受けていない従業員が非常口の場所を把握していなかったことや、停電で視界が失われたことが犠牲者を出した原因とみられるという。

・不燃材料を定める件の一部を改正する告示（国土交通省告示第 599 号）

［官報］　令和４年５月 31 日　本紙　第 744 号　５頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220531/20220531h00744/20220531h007440005f.html

〇国土交通省告示第 599 号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の規定に基づき、不燃材料を定める件（平成十二年建設省告示第千四百号）の一部を次のように改正する。

令和４年５月 31 日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　厚さが十ミリメートル以上の壁土

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。

（準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件の一部改正）

第二条　準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件（平成二十一年国土交通省告示第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一第一号中「及び第十二号から第十七号」を［、第十二号、第十三号及び第十五号から第十八号］に改める。

（特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件等の一部改正）

第三条　次に掲げる告示の規定中「平成十二年建設省告示第千四百号第十五号」を「平成十二年建設省告示第千四百号第十六号」に改める。

一　特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号）第五号八⑴(ⅱ)

二　火災により生じた煙又はガスの高さに基づく階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（令和三年国土交通省告示第四百七十五号）第一号イ

・石綿、メーカーに賠償命令　札幌高裁、39 人へ１億６千万円

＜共同通信　2022 年５月 30 日＞　https://nordot.app/903972516192731136?c=39546741839462401

建設現場でアスベスト（石綿）を吸い、肺がんや中皮腫を発症したとして、北海道内の元労働者や遺族ら計 47 人が建材メーカー19 社に計７億 4250 万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、札幌高裁は 30 日、いずれの訴えも退けた一審判決を変更し、メーカー大手４社に連帯して原告 39 人に計約１億６千万円を支払うよう命じた。残る８人については控訴を棄却した。

長谷川恭弘裁判長は判決理由で、メーカーは 1973 年には屋内で建設作業に従事する人が石綿に関連する病気にかかる危険性を認識できたと指摘。74 年以降、警告表示する義務があったのに４社が怠ったと判断した。

・中小企業もサイバー攻撃対策を　供給網の人権尊重促す―ものづくり白書

＜時事ドットコム　2022 年５月 31 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022053100219&g=eco

政府は３１日の閣議で、２０２２年版「ものづくり基盤技術の振興施策」（ものづくり白書）を決定した。身代金要求型ウイルス「ランサムウエア」の被害が増加する中、中小企業を含めたサイバーセキュリティー対策の重要性を強調。また、欧米などで進むサプライチェーン（供給網）全体の人権を尊重する動きをにらみ、日本企業にも取り組みを促した。

白書によると、２１年のランサムウエアの被害報告のうち過半数が中小企業だった。しかし、中小企業の３割が「セキュリティー対策を特に実施していない」と回答。白書は、供給網全体のセキュリティー対策強化のため中小企業を対象とした支援が必要だと訴えた。

また、主要企業を対象にした調査では、取引先で強制労働などの人権侵害が起きていないか調べる「人権デューデリジェンス（適正評価手続き）」を実施していたのは、回答した７６０社の半数にとどまった。白書は「日本企業の取り組みにはなお改善が必要」と指摘した。

・ＰＤＣＡサイクルで政策改善を　行革会議が提言

＜時事ドットコム　2022 年５月 31 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022053100244&g=pol

政府の行政改革推進会議の作業部会（座長・大橋弘東大副学長）は３１日、ＰＤＣＡサイクル（計画、実行、検証、改善）を活用し、社会環境の変化に応じて政策を「ちゅうちょなく改善する」よう求める提言をまとめた。

デジタル化の進展、新型コロナウイルス禍を受けた社会環境の変化などに行政が対応できるようにしたい考え。

提言は「行政は間違いを犯してはならないという『無謬（むびゅう）性神話』が存在する」と指摘。その上で、政策が効果を上げない場合にＰＤＣＡサイクルを使い、別の手段に切り替えることを含め事前に想定すべきだとした。

・水道水から安価に鉛除去　米高校生チームがフィルター開発

＜ＡＦＰ＝時事　2022 年 5 月 30 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=20220530043042a&g=afp

新型コロナウイルスのパンデミック（世界的な大流行）により、学校が遠隔授業への切り替えを余儀なくされた際、米首都ワシントン近郊の理科教師、レベッカ・ブッシュウェー氏は生徒たちに難しい課題を与えた――水道水から有害金属の鉛を取り除く、蛇口取り付け型の安価なフィルターの設計と開発だ。

生徒たちのチームは、３Ｄ印刷技術と高校レベルの化学の知識を駆使して課題に取り組み、このほど実用試作品を作り上げた。縦７．５センチの生分解性プラスチック製フィルターケースだ。ゆくゆくは、この鉛フィルターを１個１ドル（約１３０円）で販売したいと考えている。

メリーランド州郊外にあるバリー中・高等学校でＡＦＰの取材に応じたブッシュウェー氏は、「『ここには３Ｄプリンターが複数ある。（それを使って）こんな物を作ってみたらどうだろう？』と、ふと思った」と説明する。

米国では、最大１０００万世帯の水道水の供給にいまだ鉛管が使われている。小児期の鉛への暴露は特に有害な影響が懸念される。

■巧妙な仕掛け

ブッシュウェー氏のアイデアは、汚染土壌修復と同じ化学反応を用いたものだ。水に溶け込んだ鉛とリン酸カルシウムの粉末を反応させ、リン酸鉛と無害な遊離カルシウムに変化させる。このリン酸鉛をフィルターで捕らえる。

フィルターには他にも巧妙な仕掛けが施されている。リン酸カルシウムの下にヨウ化カリウムを置いたことだ。リン酸カルシウムが使い尽くされると、水に溶けた鉛が下層のヨウ化カリウムと反応し、水が黄色く濁る。これがフィルター交換のサインになる。

生徒の一人は、数か月かけて３Ｄプリンターでフィルターケースを設計し、何度も試作を重ねた。「パズルのように問題を解く必要があり、やりがいがあった」と話す。

今回の開発についてブッシュウェー氏は、隙間市場があるとみている。

同様に鉛を除去する装置として「逆浸透システム」があるが、導入には数万～数十万円の費用がかかる。一方、より安価な炭素ブロックフィルターは２０ドル（約２５００円）程度だが、数か月ごとの交換が必要だ。チームが開発したフィルターはこれよりも交換頻度が低い。

「生徒たちのことをとても誇りに思っています」と言うブッシュウェー氏。チームは企業と協力して設計を完成させ、大量生産にこぎ着けたいと意気込んでいる。

・新潟の中 2 自殺、両親の請求棄却　「学校対応違反なし」

＜共同通信　2022 年 5 月 30 日＞　https://nordot.app/903935896998510592?c=39546741839462401

2017 年に新潟県新発田市でいじめを苦に自殺した市立中 2 年の男子生徒＝当時（13）＝の両親が、学校側の対応が不適切だったとして、市に計 3 千万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、新潟地裁は 30 日、請求を棄却した。

島村典男裁判長は判決理由で、当時の教諭らが男子生徒に相談するよう働きかけるなど、局面に応じた措置を取っていたと指摘。「学校側に注意義務違反はなかった」と述べた。

両親はいじめに関与したとされる生徒の氏名を開示するよう求めていたが、島村裁判長はプライバシー保護などを理由に退けた。

・“上級生から丸刈りに”　済々黌元生徒の損害賠償請求を棄却　【熊本】

＜TKU テレビくまもと　2022 年 5 月 30 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/3c8fb4842983ae940bb8bb03a6b6286876fb8d4c

県立済々黌高校に入学した男子生徒が熊本県を相手に損害賠償を求めていた裁判で

熊本地裁は原告の請求を棄却しました。
この裁判は２０１７年に入学した男子生徒が、１時間半に渡る校歌の練習をさせられたり、入部した男子ソフトテニス部で上級生から丸刈りにさせられたりするいわゆる「シメ」行為を受けたとして転校。
生徒側は「学校には適切な措置を講じなかった安全配慮義務違反が存在する」などとして県を相手に損害賠償を求めていました。
３０日の判決で中辻　雄一朗　裁判長は「校歌の指導は学校の裁量権を適切に行使した妥当なもの。男子生徒は入部の前に自主的に丸刈りすることを知っていた」と指摘。
安全配慮義務に反しないとして生徒側の請求を棄却しました。
生徒側は、控訴する方針です。

□*大災害、原発事故対策*

[大災害対策]

・災害時トイレ「不足」39%　自治体の備えに限界

＜共同通信　2022 年 5 月 29 日＞　https://nordot.app/903614655103205376

大規模災害時に使えるトイレについて、道府県庁所在地の市と政令指定都市計 51 市の 39%にあたる 20 市が「不足する恐れがある」と考えていることが 29 日、各市への調査で分かった。避難者数が膨大で、自治体の備蓄分だけでは対応に限界がある現状が浮かんだ。「足りる見込みだ」という 21 市（41%）の中でも、家庭などで災害用トイレの備えを促す自治体は多い。

過去の災害では、断水などで多くのトイレが使えなくなった。不衛生なトイレに行かないよう、水分を控えて体調を崩す人も後を絶たず、国が備えを呼びかけている。

調査は 4～5 月に実施した。

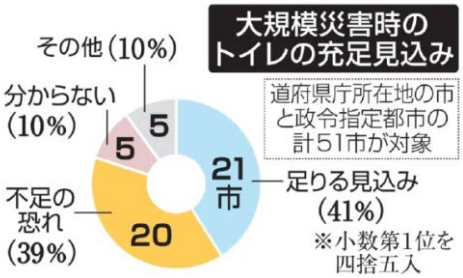

・「100 年に 1 度」想定を　学校の水害対策促進へ

＜共同通信　2022 年 5 月 30 日＞　https://nordot.app/903941058515255296?c=39546741839462401

文部科学省は 30 日、豪雨や台風による浸水対策が各地の学校で進んでいないとして、これまでの「千年に 1 度」クラスとの想定を見直し、より発生頻度が高い「100 年に 1 度」の水害に備えて止水板設置などを急ぐよう近く都道府県教育委員会に通知すると決めた。同日の文科省有識者会議で、被害の想定規模を縮小して対策に取り組みやすくするとの方針が了承された。

ただ、かねて自治体側から「ハード整備は負担が重い」と指摘されている。対策は義務ではなく、文科省が新たな補助金を設ける見通しもないため、規模を縮小しても多くの自治体では対応が難しいとみられる。

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２８９報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2022 年 5 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2l_zxUTpNwVBPIBY

１　自治体の検査結果

青森県、山形県、栃木県、横浜市、新潟県、山梨県、大阪市

※ 基準値超過　なし

２　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※ 基準値超過　なし

[原子力施設全般]

・泊原発、運転差し止め命令　札幌地裁、津波対策で初判断

＜共同通信　2022 年 5 月 31 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/cc2f48505208f67d72d307402d422e0636adf565

北海道電力泊原発 1～3 号機（泊村）で事故が起きれば生命や身体の安全が脅かされるとして、周辺住民ら約 1200 人が北海道電に運転差し止めや廃炉を求めた訴訟の判決で、札幌地裁は 31 日、「津波に対する安全性の基準を満たしていない」などとして、現在定期検査中の 3 基の運転差し止めを命じた。原告側によると、津波への安全対策が不十分として運転差し止めを命じるのは初めて。

2011 年の東京電力福島第 1 原発事故後、運転差し止めの判決は 3 例目。初の司法判断となった廃炉請求については「必要な具体的事情が見いだせない」として棄却した。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 5 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4mfL_XzRDz15G3hY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 5 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6m_D9XTZBzVxEzBY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年５月 30 日版）

＜厚生労働省　2022 年 5 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-n_T5WTJFyVhHOBY

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2022 年 5 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6m_D9XTZBzVxCDBY

◇オミクロン、感染力弱い？　他の変異株より、京大

＜共同通信　2022 年 5 月 30 日＞　https://nordot.app/903952886456074240?c=39546741839462401

京都大や山口大、宮崎大などのチームは、人の気管支の細胞から「ミニ気管支」を作製し、新型コロナウイルスを感染させる実験をしたところ、オミクロン株が他の変異株に比べて感染力が弱いとの結果が出たと 30 日、英科学誌に発表した。

チームは市販されている気管支の細胞に試薬などを加えてミニ気管支を作製。直径約 0.2 ミリで、内部に空気が通る空洞があり、人の気管支と同様に複数の種類の細胞で構成されていた。アルファ株やデルタ株など 8 種類のウイルスに感染させて 3 日間観察。オミクロン株は他の変異株に比べてウイルスを複製する能力が低く、感染力が弱いことが確認された。

◇訪日実証ツアー参加者感染　観光庁、旅行打ち切り

＜共同通信　2022 年 5 月 30 日＞　https://nordot.app/903946090588225536?c=39546741839462401

観光庁は 30 日、訪日観光客の受け入れ再開に向けた実証事業ツアーで来日したタイ人 1 人が新型コロナウイルスに感染したと発表した。大分県に滞在中で、旅行は打ち切った。同行していたタイ人 3 人は濃厚接触者として待機している。感染ルートは不明。観光庁は「感染者が発生した際の初動対応はしっかりできたと考えている」としている。

観光庁や福岡、大分両県によると、30 日朝、喉の痛みを訴え、医療機関で抗原検査を受けた結果、陽性が確認され、地元の保健所にも連絡した。発熱はなく、症状は軽いという。同行者 3 人は簡易検査で陰性だったが、新たに確保したホテルで待機している。

[対策・予防]

◇省庁発表

・第 85 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料（令和４年５月 25 日）を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年５月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Z52J6RE7vrjLqbv1Y

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・Ｊ＆Ｊ製コロナワクチン承認へ　５種類目、公費負担はせず―厚労省
＜時事ドットコム　2022 年５月 30 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022053000845&g=soc

米製薬大手ジョンソン・エンド・ジョンソン（Ｊ＆Ｊ）の新型コロナウイルスワクチンについて、厚生労働省の専門部会は３０日、薬事承認することを了承した。厚労省は速やかに正式承認する見通しだが、「必要なワクチンは既に確保できている」として、公費で無料となる「臨時接種」には位置付けない方針。

対象は１８歳以上で、国内で使用できるワクチンとしては５種類目となる。政府は同社製ワクチンの購入契約を結んでいない。

Ｊ＆Ｊ製は、英アストラゼネカ製と同じ「ウイルスベクターワクチン」と呼ばれるタイプ。これまでに承認されたワクチンは、いずれも３～４週間空けて２度の接種が必要だったが、Ｊ＆Ｊ製は１度で済む。

追加接種としての使用も了承されており、初回から少なくとも２カ月空けて接種できる。一方で、他社製との交互接種については「安全性は評価されていない」とした。

◇コロナ労災１万９千人超　21 年、３倍超に急増
＜共同通信　2022 年５月 30 日＞　https://nordot.app/903996677644664832?c=39546741839462401

新型コロナウイルスの感染による労働災害で、2021 年に４日以上休業したり死亡したりした人が１万 9332 人に上ったことが 30 日、厚生労働省の集計で分かった。労働安全衛生法に基づき、企業や事業所が報告した労災をまとめたもので、20 年の 6041 人から３倍超に急増した。厚労省は死者数は明らかにしていない。

厚労省によると、業種別では病院などで働く「医療保健業」の 6389 人が最も多く、次いで特別養護老人ホームなど「社会福祉施設」が 5624 人だった。集団感染が相次いだことや、企業や事業所が積極的に労災として届けるようになったことが増加の要因とみられる。

◇マスコミ報道　見出し

・コロナ後遺症の「慢性疲労症候群」　増加懸念も治療法は研究途上
＜毎日新聞　2022 年５月 31 日＞
https://mainichi.jp/premier/health/articles/20220527/med/00m/100/019000c

・実践！感染症講義 -命を救う５分の知識-
新型コロナ　「私は後遺症」と悩む患者は５タイプに分けられる
＜毎日新聞　2022 年５月 30 日＞
https://mainichi.jp/premier/health/articles/20220527/med/00m/100/020000c
****

[3] 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について
～「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」の公布～　　-----＞ *次号掲載予定*
＜厚生労働省　2022 年５月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2188RHE3ax_i5MBY
厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。

化学物質による休業４日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則※の規制の対象外となっています。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

厚生労働省では、今後、円滑な移行に向けた周知の徹底や啓発活動に取り組むことで、化学物質による労働災害の防止を一層推進していきます。

※　特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則

◇労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 91 号）　　-----> 次号掲載予定

［官報］　令和4年5月31日　号外　第116号　2～58頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220531/20220531g00116/20220531g001160002f.html

-----> 次号掲載予定

****

[4] 化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 190 号）

［官報］　令和４年５月 31 日　号外　第 116 号　74～76 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220531/20220531g00116/20220531g001160074f.html

○厚生労働省告示第 190 号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第九十一号）の施行に伴い、及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第二十四条の十六の規定に基づき、化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和４年５月 31 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する告示

第一条　化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（譲渡提供者による表示） **第二条**　危険有害化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する場合にあっては、その容器）に、則第二十四条の十四第一項各号に掲げるもの（以下「表示事項等」という。）を表示するものとする。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。 （削る） ２　前項の規定による表示は、同項の容器又は包装に、表示事項等を印刷し、又は表示事項等を印刷した票箋を貼り付けて行うものとする。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事	（譲渡提供者による表示） **第二条**　危険有害化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、当該容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する場合にあつては、その容器。以下この条において同じ。）に、当該危険有害化学物質等に係る次に掲げるものを表示するものとする。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。 一　次に掲げる事項 イ　名称 ロ　人体に及ぼす作用 ハ　貯蔵又は取扱い上の注意 ニ　表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号 ホ　注意喚起語 ヘ　安定性及び反応性 二　則第二十四条の十四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章平成二十四年厚生労働省告示第百五十一号）において定める絵表示 ２　前項の規定による表示は、同項の容器又は包装に、同項各号に掲げるもの（以下「表示事項等」という。）を印刷し、又は表示事項等を印刷した票箋を貼り付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は

項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、当該表示事項等（則第二十四条の十四第一項第一号イに掲げるものを除く。）については、これらを印刷した票箋を当該容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。	包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、当該表示事項等のうち同項第一号ロからヘまで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票箋を当該容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。
（削る）	３　危険有害化学物質等を第一項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、表示事項等を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付するものとする。
３　（略）	４　（略）
４　前三項の規定にかかわらず、危険有害化学物質等に関し表示事項等の表示について法令に定めがある場合には、当該表示事項等の表示については、その定めによることができる。	５　前四項の規定にかかわらず、危険有害化学物質等に関し表示事項等の表示について法令に定めがある場合には、当該表示事項等の表示については、その定めによることができる。
（譲渡提供者による通知等）	（譲渡提供者による通知等）
第三条　特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、則第二十四条の十五第一項に規定する方法により同項各号の事項を、譲渡し、又は提供する相手方に通知するものとする。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する場合については、この限りではない。	**第三条**　特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により当該特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項（前条第三項に規定する者にあっては、表示事項等を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知するものとする。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する場合については、この限りではない。
（削る）	一　名称
（削る）	二　成分及びその含有量
（削る）	三　物理的及び化学的性質
（削る）	四　人体に及ぼす作用
（削る）	五　貯蔵又は取扱い上の注意
（削る）	六　流出その他の事故が発生した場合において講すべき応急の措置
（削る）	七　通知を行う者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号
（削る）	八　危険性又は有害性の要約
（削る）	九　安定性及び反応性適用される法令
（削る）	十　適用される法令
（削る）	十一　その他参考となる事項
（削る）	２　前条第四項の規定は、前項の通知について準用する。
（事業者による表示及び文書の作成等）	（事業者による表示及び文書の作成等）
第四条　事業者（化学物質等を製造し、又は輸入する事業者及び当該物の譲渡又は提供を受ける相手方の事業者をいう。以下同じ。）は、容器に入れ、又は包装した化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、	**第四条**　事業者（化学物質等を製造し、又は輸入する事業者及び当該物の譲渡又は提供を受ける相手方の事業者をいう。以下同じ。）は、容器に入れ、又は包装した化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、

当該容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装した化学物質等を労働者に取り扱わせる場合にあっては、当該容器。第三項において「容器等」という。）に、表示事項等を表示するものとする。	当該容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装した化学物質等を労働者に取り扱わせる場合にあっては、当該容器。第三項において「容器等」という。）に、表示事項等を表示するものとする。
２　（略）	２　（略）
３　事業者は、前項において準用する第二条第二項の規定による表示をすることにより労働者の化学物質等の取扱いに支障が生じるおそれがある場合又は同項ただし書の規定による表示が困難な場合には、次に掲げる措置を講ずることにより表示することができる。	３　事業者は、前項において準用する第二条第二項の規定による表示をすることにより労働者の化学物質等の取扱いに支障が生じるおそれがある場合又は同項ただし書の規定による表示が困難な場合には、次に掲げる措置を講ずることにより表示することができる。
一　当該容器等に名称を表示し、必要に応じ、労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章（平成二十四年厚生労働省告示第百五十一号）において定める絵表示を併記すること。	一　当該容器等に名称を表示し、必要に応じ、第二条第一項第二号の絵表示を併記すること。
二　表示事項等を、当該容器等を取り扱う労働者が容易に知ることができるよう常時作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは表示事項等を記載した一覧表を当該作業場に備え置くこと、又は表示事項等を、磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、当該容器等を取り扱う作業場に当該容器等を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。	二　表示事項等を、当該容器等を取り扱う労働者が容易に知ることができるよう常時作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは表示事項等を記載した一覧表を当該作業場に備え置くこと、又は表示事項等を、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該容器等を取り扱う作業場に当該容器等を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
４　（略）	４　（略）
５　事業者（化学物質等を製造し、又は輸入する事業者に限る。）は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、当該化学物質等に係る則第二十四条の十五第一項各号に掲げる事項を記載した文書を作成するものとする。	５　事業者（化学物質等を製造し、又は輸入する事業者に限る。）は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、当該化学物質等に係る前条第一項各号に掲げる事項を記載した文書を作成するものとする。
６　事業者は、第二条第三項又は則第二十四号の十五第二項の規定により通知を受けたとき、第一項の規定により表示（第二項の規定により準用する第二条第二項ただし書の場合における表示及び第三項の規定により講じる措置を含む。以下この項において同じ。）をし、若しくは第四項の規定により掲示をした場合であって当該表示若しくは掲示に係る表示事項等に変更が生じたとき、又は前項の規定により文書を作成した場合であって当該文書に係る則第二十四条の十五第一項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、当該通知、当該表示事項等の変更又は当該各号に掲げる事項の変更に係る事項について、その書換えを行うものとする。	６　事業者は、第二条第四項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通知を受けたとき、第一項の規定により表示（第二項の規定により準用する第二条第二項ただし書の場合における表示及び第三項の規定により講じる措置を含む。以下この項において同じ。）をし、若しくは第四項の規定により掲示をした場合であって当該表示若しくは掲示に係る表示事項等に変更が生じたとき、又は前項の規定により文書を作成した場合であって当該文書に係る前条第一項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、当該通知、当該表示事項等の変更又は当該各号に掲げる事項の変更に係る事項について、その書換えを行うものとする。
（安全データシートの掲示等）	（安全データシートの掲示等）

第五条　（略） ２　事業者は、労働安全衛生法（第四項において「法」という。）第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項の調査を実施するに当たっては、安全データシートを活用するものとする。 ３　（略）	**第五条**　（略） ２　事業者は、労働安全衛生法（第四項において「法」という。）第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項の調査を実施するに当たっては、安全データシートを活用するものとする。 ３　（略） ４　法第十七条第一項の安全委員会、法第十八条第一項の衛生委員会又は法第十九条第一項の安全衛生委員会（以下この項において「委員会」という。）を設置する事業者は、当該事業場において取り扱う化学物質等の危険性又は有害性その他の性質等について、事業者、労働者その他の関係者の理解を深めるとともに、化学物質等に関する適切な取扱いを行わせるための方策に関し、委員会に調査審議させ、及び事業者に対し意見を述べさせるものとする。

第二条　化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（事業者による表示及び文書の作成等） **第四条**　（略） ２　（略） ３　事業者は、前項において準用する第二条第二項の規定による表示をすることにより労働者の化学物質等の取扱いに支障が生じるおそれがある場合又は同項ただし書の規定による表示が困難な場合には、次に掲げる措置を講ずることにより表示することができる。 一　当該容器等に名称及び人体に及ぼす作用を表示し、必要に応じ、労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章（平成二十四年厚生労働省告示第百五十一号）において定める絵表示を併記すること。 二　（略） ４・５　（略） ６　事業者は、第二条第三項又は則第二十四条の十五第三項の規定により通知を受けたとき、第一項の規定により表示（第二項の規定により準用する第二条第二項ただし書の場合における表示及び第三項の規定により講じる措置を含む。以下この項において同じ。）をし、若しくは第四項の規定により掲示をした場合であって当該表示若しくは掲示に係る表示事項等に変更が生じたとき、又は前項の規定により文書を作成した場合であって当該文書に係る則第二十四条の十五第一項各号に掲げる事項に変更が生じたと	（事業者による表示及び文書の作成等） **第四条**　（略） ２　（略） ３　事業者は、前項において準用する第二条第二項の規定による表示をすることにより労働者の化学物質等の取扱いに支障が生じるおそれがある場合又は同項ただし書の規定による表示が困難な場合には、次に掲げる措置を講ずることにより表示することができる。 一　当該容器等に名称を表示し、必要に応じ、労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章（平成二十四年厚生労働省告示第百五十一号）において定める絵表示を併記すること。 二　（略） ４・５　（略） ６　事業者は、第二条第三項又は則第二十四条の十五第二項の規定により通知を受けたとき、第一項の規定により表示（第二項の規定により準用する第二条第二項ただし書の場合における表示及び第三項の規定により講じる措置を含む。以下この項において同じ。）をし、若しくは第四項の規定により掲示をした場合であって当該表示若しくは掲示に係る表示事項等に変更が生じたとき、又は前項の規定により文書を作成した場合であって当該文書に係る則第二十四条の十五第一項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、当該

きは、速やかに、当該通知、当該表示事項等の変更又は当該各号に掲げる事項の変更に係る事項について、その書換えを行うものとする。	通知、当該表示事項等の変更又は当該各号に掲げる事項の変更に係る事項について、その書換えを行うものとする。

附　則

この告示は、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第九十一号）の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

****

[5] ***健康安全***

◇令和３年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（確定値）を公表します

～WBGT 値を実測して備え、体調不良時には直ちに対応を～

＜厚生労働省　2022 年５月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2188RHE3ax_i5ABY

厚生労働省では、令和３年の「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（確定値）を取りまとめましたので、公表します（別添１参照）。

令和３年における職場での熱中症※１による死傷者（死亡・休業４日以上）は、561人（前年比398人・41％減）であり、全体の約４割が建設業と製造業で発生しています。入職直後や夏季休暇明けで明らかに暑熱順化が不足している とみられる事例、 WBGT※２ を実測せず、その結果として WBGT 基準値に応じた必要な措置が講じられていなかった事例等も見られ ています 。

また、熱中症による死亡者数は20 人（前年比２人・ 10％減）であり、 死亡災害の発生は８月に集中しており、建設業（11人）や商業（３人）で発生しています。死亡災害には、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれてい ます。

それぞれの作業場では、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を踏まえ、「初期症状の把握から緊急時対応までの体制整備」、「暑熱順化※３ が不足していると考えられる者の把握」、「WBGT値の実測とその結果を踏まえた対策の実施」を重点的に取り組んでください。なお、新型コロナウイルス感染症対策のためのマスクの着用の考え方については、別添３のリーフレットをご参照ください。

＊１ 熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐（おうと）・倦怠（けんたい）感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れる。

＊２ WBGT値とは

気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。

＊３ 暑熱順化の不足とは

暑熱環境下での作業に身体の体温調節や循環の機能が慣れていないこと。入職直後や夏季休暇明けの者は暑熱順化の不足が疑われ、熱中症の発症リスクが高い。

「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」実施中（５月１日から９月30日まで）

別添１　「令和３年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）」

https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000774750.pdf

別添２　令和４年「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」実施要綱

https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000774751.pdf

別添３　リーフレット「屋外・屋内でのマスク着用について」

https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000774763.pdf

参考１　リーフレット「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」

https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000774764.pdf

参考２　職場における熱中症ポータルサイト

https://neccyusho.mhlw.go.jp/

◇環境省熱中症予防情報サイトの一時停止について

＜環境省　2022 年 5 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/111135.html

環境省次期ネットワークシステム移行作業のため令和４年６月４日(土)10:00～20:00 （※１）に環境省ホームページが一時停止されることから、この間は「環境省熱中症予防情報サイト」についても御覧いただけなくなります。

日頃より同サイト上で暑さ指数や「熱中症警戒アラート」の発表情報等を御確認いただいている皆様には御不便をおかけし、誠に申し訳ございません。

※１　時間は前後する場合があります。

なお、熱中症警戒アラートの発表情報については、その間においても気象庁ホームページ(※２)や環境省の実施するメール配信サービス(※３)で御確認いただくことができます。

※２　https://www.jma.go.jp/bosai/information/heat.html

※３　https://www.wbgt.env.go.jp/alert_mail_service.php

◇療養費の改定等について

＜厚生労働省　2022 年 5 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5mPP-XjVCzl9BLxY

◇療養費の取扱い（Q＆A）について

＜厚生労働省　2022 年 5 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=a5GHN-3rXCTt_Bv5Y

****

[6] *医薬品等*

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 193 号）

［官報］　令和４年５月 31 日　特別号外　第 52 号　１頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220531/20220531t00052/20220531t000520001f.html

○厚生労働省告示第 193 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和４年５月 31 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(277)　（略） (278)　（略）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(277)　（略） (278)　カボザンチニブ

(279)　カボテグラビル (280)　（略） (281)～(1196)　（略） 九　（略）	（新設） (279)　カモスタット (280)～(1195)　（略） 九　（略）

◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 191 号）

［官報］　令和４年５月 31 日　号外　第 116 号　76 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220531/20220531g00116/20220531g001160076f.html

****

［7］*食品安全衛生関係*

◇環境食品「選んでいない」が３割　情報発信に課題、食育白書

＜共同通信　2022 年５月 31 日＞　https://nordot.app/904158110609539072?c=39546741839462401

政府は 31 日、2021 年度版の食育白書を閣議決定した。海洋プラスチックごみや食品ロスなどの環境問題に直面する中、「食と環境」に関する調査を実施。環境に配慮した農林水産物・食品を「選んでいない」との回答が 30.0％に上った。理由では「判断する情報がない」が 55.6％と最多で、情報発信を課題に挙げた。

選んでいない理由は「本当に環境に配慮した食品かわからない」49.2％、「価格が高い」が 41.3％と続いた。

「選んでいる」との回答は 69.3％で、選ぶ商品を聞くと「国産」が 85.1％、「近隣地域で生産・加工されたもの」が 59.0％と生産地重視の姿勢が目立った。

****

［8］*廃棄物関係*

◇ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更等について

＜環境省　2022 年５月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/111145.html

１．　ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）を高濃度に含有する廃棄物について、必要な期間の処理の継続及び広域処理の実施を目的とし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」といいます。）を変更（閣議決定）しました。

２．　令和４年４月 14 日（木）から同年５月 13 日（金）まで行っておりました、基本計画の変更案に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果を公表しました。

■　基本計画の変更について

（１）　変更内容

計画的処理完了期限に加えて２年程度の処理期間が必要と見込まれる高濃度ＰＣＢ廃棄物について、事業終了準備期間も活用し処理を行うこととしました。

事業終了後に発覚した北九州事業対象地域の変圧器・コンデンサー等について、大阪事業所及び豊田事業所での広域処理を実施することとしました。

（２）　施行期日

施行期日は閣議決定日（令和４年５月 31 日）になります。

■　意見募集（パブリックコメント）の結果について

添付資料

・変更後のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画

https://www.env.go.jp/press/files/jp/118098.pdf

・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更案に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について　https://www.env.go.jp/press/files/jp/118099.pdf

---

◇沖縄県の漂着軽石 約８万立方メートル回収　１２月回収完了へ

＜NHK　2022 年５月 31 日＞　https://www3.nhk.or.jp/lnews/okinawa/20220531/5090018474.html

沖縄県内の各地に漂着した大量の軽石は、これまでにおよそ８万立方メートルが回収され、県はことし１２月ご

ろまでに回収を完了する方針です。
沖縄県内の各地には去年１０月ごろから大量の軽石が漂着しましたが、国や県、市町村などは今月６日時点で８万９１０立方メートルを回収しました。
現在、県内の港湾で回収を続けているのは今帰仁村の運天港周辺だけで、これまでに県全域の半分以上の４万５６８８立方メートルを回収しました。
まだ、およそ５０００立方メートルが残っているということで、ことし８月ごろまでに回収を完了する方針だとしています。
沖縄県内の海岸や港湾などでは、今後、県全域でおよそ２万１０００立方メートルを回収する見込みで、１２月ごろまでに完了する方針だということです。
沖縄県によりますと本島中南部や先島諸島では、本島北部に比べて漂着する軽石が少なかったということです。
沖縄県は回収した軽石を、赤土の流出防止や農地の土壌改良などで活用することを検討しています。

◇コロナ禍で産業廃棄物急増　再資源化でごみゼロに
＜共同通信　2022 年 5 月 30 日＞　https://www.47news.jp/news/7851045.html
うずたかく積まれた机や棚―。東京都大田区の産廃処理業者「東港金属」には、５月３０日の「ごみゼロの日」も首都圏から約６０トンの不要品が持ち込まれていた。昨今、環境意識の高まりでごみの排出量削減が叫ばれる一方、新品同様の電化製品も多く捨てられている。またコロナ禍で飲食店廃業や会社移転が相次ぎ、冷蔵庫やオフィス家具など廃棄物の量は約３割増したという。従業員の宮越和光さん（５２）は「もどかしい。再資源化で焼却処分するごみをなくしたい」と話した。

◇プラごみリサイクル、カギは「バケツ」　人口１万４千人の町の挑戦
＜朝日新聞　2022 年 5 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ5Z3SJ3Q5ZTIPE008.html
　5 月 30 日は、語呂合わせで「ごみゼロの日」。
　家庭から出たプラスチックごみが、目に見える形で製品に生まれ変わり、手元に戻ってくる――。そんなリサイクルモデルが、福岡県大木町で実用化されようとしている。まずは「バケツ」から。その狙いとは。
　大木町は県南部に位置し、人口約 1 万 4 千人。29 種類のごみの分別収集に熱心に取り組む町として知られる。例えば、分別対象の一つ、「使い捨てびん」。中身を洗い、「透明」「茶色」「その他」と色で分けないといけないほどだ。
　町は 2010 年から、プラスチックごみの回収を始めた。しかし燃やすごみに入れられるなど、分別されないものもあったという。
　そこで 3 年前から地元企業などと協力し、「住民の目に見える」リサイクルモデルの開発に取り組んだ。
　境公雄町長は「分別したもの…
****

[9] ***エネルギー問題***

◇家庭用エアコンディショナーの新たな省エネ基準を策定しました
＜経済産業省　2022 年 5 月 31 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/05/20220531003/20220531003.html?from=mj
本日、家庭用エアコンディショナーについて、新たな基準エネルギー消費効率（省エネ基準）等を定めた告示を公布しました。
1. 背景
経済産業省では、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に基づき、エネルギー消費効率の向上を図ることが特に必要な機器について、製造事業者等が目標年度に満たすべき省エネ基準を設定することなどにより、省エネルギーの取組を推進しています。
冷暖房は、家庭のエネルギー消費量の中でも特に大きな割合（約3割）を占めていること等を踏まえ、家庭用エアコンディショナーの省エネ基準の見直しについて審議会(注1)にて議論を行い、2022年2月に新たな目標年度や省エネ基準等を示した報告書(注2)を取りまとめました。これを踏まえ、本日、2027年度又は2029年度を目標年度と

する新たな省エネ基準等を定めた告示を公布しました。

（注1）　総合資源エネルギー調査会　省エネルギー・新エネルギー分科会　省エネルギー小委員会　エアコンディショナー及び電気温水機器判断基準ワーキンググループ

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/air_denki/index.html

（注2）　総合資源エネルギー調査会　省エネルギー・新エネルギー分科会　省エネルギー小委員会　エアコンディショナー及び電気温水機器判断基準ワーキンググループ　家庭用エアコンディショナーの取りまとめ

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/air_denki/20220208_report.html

2. 公布した告示

エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示

3. 新たな省エネ基準の概要

対象範囲

家庭用エアコンディショナーのうち、壁掛形、壁掛形以外（天井埋込カセット形、壁埋込形、床置形等）、マルチタイプの形態のもの

目標年度

1.　2027年度（壁掛形）

2.　2029年度（壁掛形以外、マルチタイプ）

区分

ユニットの形態、冷房能力、仕様（一般地/寒冷地）に応じた10区分を設定

省エネ基準

代表的な家庭用エアコンディショナーの次期省エネ基準は以下の表(注3)のとおり。次期省エネ基準については、現行の省エネ基準と比較し、最大で34.7%（壁掛形4.0kW）の改善を見込む。

ユニットの形態	冷房能力	現行の省エネ基準（APF）	次期省エネ基準（APF）	改善率(注4)（%）
壁掛形	2.2kW	5.8	6.6	13.8%
	2.5kW	5.8	6.6	13.8%
	2.8kW	5.8	6.6	13.8%
	3.2kW	5.8	6.6	13.8%
	4.0kW	4.9	6.6	34.7%
	4.5kW	5.5	6.5	18.2%
	5.0kW	5.5	6.4	16.4%
	5.6kW	5.0	6.3	26.0%
	6.3kW	5.0	6.1	22.0%
	7.1kW	4.5	5.9	31.1%
	8.0kW	4.5	5.7	26.7%
	9.0kW	4.5	5.5	22.2%
	10.0kW	4.5	5.3	17.8%

（注 3） 表は、出荷台数の多い壁掛形の一般地仕様のエアコンディショナーについて、冷房能力毎の省エネ基準を示したもの。次期省エネ基準の詳細については関連資料の新旧対照表及び関連リンクの報告書を参照。
（注 4） 現行の省エネ基準に対する次期省エネ基準の改善率。現行の省エネ基準については寸法規定の省エネ基準を用いて算出。
4. 公布・施行
公布　　令和４年５月 31 日
施行　　令和４年６月１日
関連資料
・エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示　新旧対照表
https://www.meti.go.jp/press/2022/05/20220531003/20220531003-1.pdf

・エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（経済産業省告示第 128 号）
［官報］ 令和４年５月 31 日　号外　第 116 号　80～84 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220531/20220531g00116/20220531g001160080f.html
****
[10] ***調査、公募、意見募集等***
[公募、意見募集等]
◇令和４年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業）の公募について
＜環境省　2022 年５月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/110992.html

◇令和４年度 使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業の公募について
＜環境省　2022 年５月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/111065.html

◇令和４年度脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業（委託）（うち、◆廃棄物等バイオマスを用いた省 CO2 型ジェット燃料又はジェット燃料原料製造・社会実装化実証事業及び◆廃油のリサイクルプロセス構築・省 CO2 化実証事業）の二次募集について
＜環境省　2022 年５月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/111137.html

◇「令和４年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業（JCM 実現可能性調査及び CEFIA 国内事務局等業務）」のうち JCM 実現可能性調査（脱炭素分野）に係る企画提案の募集について
＜経済産業省　2022 年５月 31 日＞
https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2022/k220531001.html
---
[公募結果、意見募集結果]
◇令和４年度 地方公共団体及び事業者等による食品廃棄ゼロエリア創出の推進モデル事業等の採択結果について
＜環境省　2022 年５月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/111129.html

[調査実施]
◇令和４年度全国水生生物調査の実施について
＜環境省　2022 年５月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/111132.html

[調査結果]

◇令和３年「労働災害動向調査（事業所調査（事業所規模 100 人以上）及び総合工事業調査)」の結果を公表します
＜厚生労働省　2022 年５月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Z52IBeUwKViLf2j1Y
調査の概要　　https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/saigai/21/dl/2021gaiyo.pdf
----

[統計資料]
◇石油統計速報（2022 年４月分）
＜経済産業省　2022 年５月 31 日＞
https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/sekiyuso/result.html?pk_campaign=mm_statistics
****

[11] *その他省庁発表*
◇スーパーコンピュータ「富岳」のスパコンランキング結果が発表されました
＜文部科学省　2022 年５月 30 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aggLac7r2hsk4QbG
スーパーコンピュータ「富岳（ふがく)」がスパコンランキングにおいて、２部門（HPCG、Graph500）で５期連続世界１位を獲得しましたのでお知らせします。

・スパコン「富岳」が２位に　ランキングで首位陥落
＜共同通信　2022 年５月 30 日＞　https://nordot.app/903909756350693376?c=39546741839462401
　理化学研究所は 30 日、計算科学研究センター（神戸市）で稼働中のスーパーコンピューター「富岳」について、世界の計算速度ランキング「TOP500」で２位になったと発表した。前回まで４期連続で首位だったが、陥落した。
　産業利用などで重視される別のランキングでは首位を維持した。松岡聡センター長は「進化と競争が世界的に熾烈な分野で、富岳が世界屈指のスパコンであり続けていることを示している」とコメントした。
　TOP500 で１位となったのは米オークリッジ国立研究所の「フロンティア」。

◇2030 年、2050 年の未来を見据え、「旧来の日本型雇用システムからの転換」と「好きなことに夢中になれる教育への転換」を！～「未来人材ビジョン」を取りまとめました～
＜経済産業省　2022 年５月 31 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/05/20220531001/20220531001.html?from=mj
----
◇「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本計画」の変更について
＜厚生労働省　2022 年５月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=6RMGi2u-p9YF8f97Y

◇６月は「外国人労働者問題啓発月間」です
今年の標語「共生社会は魅力ある職場環境から ～外国人雇用はルールを守って適正に～」
＜厚生労働省　2022 年５月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=b5WADe04IVCDd2L9Y
****

[12] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*
[開催案内]
・令和４年度第１回　中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の開催について　　６月６日
＜環境省　2022 年５月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/111138.html
議題（予定）
（１）建設アスベスト給付金制度の施行に係る石綿健康被害救済制度の対応等について
（２）石綿健康被害救済制度の施行状況等について
（３）その他
・第 67 回 食品表示部会の開催について　　６月６日

＜内閣府　2022 年 5 月 30 日＞
https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/067/kaisai/index.html
(1) インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブックについて
(2)「即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査」の概要について
・食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業の説明会（第２回）の開催について　　6 月 10 日
＜環境省　2022 年 5 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/111139.html
・再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会（第 4 回）の開催について
　6 月 6 日
＜環境省　2022 年 5 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/111107.html
　　再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関するヒアリング 等
・生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議（第 5 回）　　6 月 2 日
＜経済産業省　2022 年 5 月 30 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/45490
1. 個人情報保護法の改正について
2. 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の見直しについて
3. 今後の予定

[開催記録、報告、資料等]
・G7 気候・エネルギー・環境大臣会合の結果について　　5 月 26、27 日　ドイツ・ベルリン
＜環境省　2022 年 5 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/111114.html
・サステナブルファッションに関する日仏シンポジウム～フランスの取組から学ぶ～の議事録等を公開しました。
　3 月 10 日
＜消費者庁　2022 年 5 月 30 日＞　https://www.caa.go.jp/policies/future/topics/meeting_008/
第 1 部 基調講演
(1)「フランスにおけるサステナブルファッションに向けた規制と EU の潮流」
(2)「日本におけるサステナブルファッション」
第 2 部 ラウンドテーブル
サステナブルファッションに向けた事業者の取組や消費行動について、日仏の有識者や事業者が意見交換を行います。
・海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営委員会（第 12 回）　　5 月 27 日
＜経済産業省　2022 年 5 月 30 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/45566
　　TeCOT 利用状況について（報告事項）
　　TeCOT：海外渡航者新型コロナウイルス検査センター
****

[13] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・サル痘、23 カ国 257 人に　感染拡大で WHO 警戒
＜共同通信　2022 年 5 月 30 日＞　https://nordot.app/903737340661809152?c=39546741839462401
　世界保健機関（WHO）は 29 日、動物由来のウイルス感染症「サル痘」について、従来継続的に発生してきたアフリカ諸国以外の欧米を中心とした 23 カ国で今月、257 人の感染が確認されたと発表した。死者は出ていないものの、感染拡大の原因が判然としないため、既に感染が広範囲に及んでいる可能性もあるとして警戒継続を訴えている。
　感染者は英国が群を抜いて多く 106 人。次いでポルトガルの 49 人、カナダの 26 人、スペインの 20 人と欧米諸国に集中している。感染が疑われるものも約 120 件に上っている。

・北海道網走市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 25 例目）に係る搬出制限の解除について
＜農林水産省　2022 年 5 月 30 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220531.html

・米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 5 月 31 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220531_1.html
****
[付録]
◇大学ファンド　期待と不安　阪大「研究力、大きな支援」　東大「制度設計、詳細不明」
＜朝日新聞　2022 年 5 月 31 日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S15310296.html
政府は、１０兆円規模の大学ファンドによる支援制度で、低迷する日本の大学の国際競争力の復活をねらう。これまでにない異例の政策に対し、大学の現場には、期待と不安が入り交じる。
私立大で唯一、「応募」の意向を示した早稲田大。「『世界で輝く大学になる』という大学のビジョンを実現するのにまたとない機会と考えている」。支援を受ける「国際卓越研究大学」に選ばれれば、１校当たり年数百億円が受け取れる。東京大などの基盤的経費を支える運営費交付金と同じ規模だ。大学のブランド力のアップにも大いに役立つことが見込まれる。
大阪大、東北大、名古屋大の旧帝国大の3校も応募の意向かその方向で検討中だ。研究力に定評があるが、運営費交付金が減少傾向にある中、維持できるかは分からない。ファンドによる支援を「研究力向上に向けた非常に大きな支援」（阪大）と評価する。
一方、この制度の「本命」と目される東京大と京都大は、いずれも応募への明言を避けた。東大は「制度設計の詳細が必ずしも明らかでない」、京大は「引き続き政府の動向に注意して検討を行う」と回答した。
ある国立大の理事経験者は「東大と京大は経営環境が恵まれている。大学ファンドによる支援がなくてもやっていける。国からどんな『制約』がつくのか様子見なのだろう」とみる。
政府が大学ファンド制度でモデルとしたのが、ハーバード大など圧倒的な資金力で他をしのぐ米英のトップ大学だ。この20年で研究資金を大幅に増やした原動力が、多額の寄付を元手にした基金だった。
しかし、寄付文化が乏しい日本が始めるのは、国が元手を貸す「官製ファンド」だ。制度設計を主導した上山隆大・元政策研究大学院大学副学長は「世界のどこにもない、ある種の政策実験だが、うまくいけば世界から評価される」と述べる。
一方で、今回の制度で、日本の研究力が復活するかは未知数だ。低下の一因と指摘される「選択と集中」をさらに加速させる可能性もはらむ。
政府は、大学ファンドによる支援でトップ大学の研究力を強化し、それが日本全体を牽引する「トリクルダウン」を描く。しかし、申請を「見送る」とした鹿児島大は「『山』に例えると、研究の裾野を広げるより、頂上を高くするように働く」と指摘する。「研究人材の育成や流動化などの制度設計をしない限り、中長期的には日本全体の研究力のかさ上げとしては効率的といえない」
九州大も「一部の大学に優秀な人材が引き抜かれ、人材や研究資金が集中すれば、多くの大学の研究力が低下するおそれがある」と指摘。「『選択と集中』がうまくいっていないことは歴史が証明している」（徳島大）との声もあがった。
政府は大学ファンドの支援対象とならない地方大学など向けに総合振興パッケージもつくった。人材育成や研究基盤の強化、大学発ベンチャーの支援などに2021年度補正予算と22年度当初予算で、計635億円をあてるが支援の差は大きい。
大学ファンドによる支援条件の一つになっている「年３％の事業成長」について、資金を得られやすい分野に研究が集中し、裾野が広い基礎研究の多様性が阻まれるおそれも指摘されている。法案審議では、「稼げる大学」づくりだと批判があった。
東大は「年３％成長の実現にこだわるあまり、知的価値の創造を通じて人類の発展に貢献するという大学本来の使命を損なうことがないように注意する必要がある」と指摘する。

■米英の大学は収入を大幅に増やしている

	２００５年	１９年	増減率
米ハーバード大	３０８１	６０６２	９６．８％
米スタンフォード大	２８９２	６７４２	１３３．１％
英オックスフォード大	７１６	２２０１	２０７．４％
英ケンブリッジ大	１１０７	２９５９	１６７．３％
東京大	１５４６	１８５５	２０．０％
京都大	９７４	１２０２	２３．４％
早稲田大	１３４８	１５２７	１３．３％
慶応大	２１３９(06年)	１８０７	▼１５．５％

［単位は億円。総合科学技術・イノベーション会議の資料をもとに作成。▼はマイナス］

世界と戦える大学成長を

科学技術振興機構(JST)の橋本和仁理事長の話

大学ファンドの背景には、世界と戦える大学をつくりたいという思いがある。世界の大学は、運営費をどんどん増やしているが、日本の大学は元手となる資金がない。そこで、その資金を出してあげるというのが大学ファンドだ。

年３％の事業成長という条件について、基礎研究がおろそかにされるのではないかという指摘もあるが、産業界と違い、アカデミアの目的はあくまでよりよい研究成果を出すこと。世界と戦える大学として成長していなければ全く意味がない。今回の政策は日本の研究力を復活させる、最大で最後のチャンスだと考えている。

環境作り全体の層を厚く

鈴鹿医療科学大の豊田長康学長の話

対象が一部の大学に限られていることは残念に思うが、政府から大学への公的研究資金が純増することは、これまでになかったことなので大いに期待をしている。

ただ、前提として、研究時間の確保など研究環境の改善が不可欠だ。今までと同じ人員や忙しさの中で研究資金だけを増やしても研究力は上がらない。

突出した研究者やイノベーションは、どこから生まれてくるか予測が難しい。上位の大学だけでなく、中間層の大学においても研究者が失敗を恐れずに研究にうちこめる環境をつくっていき、全体の層を厚くすることが重要だ。

◇犬や猫へのマイクロチップ装着 きょうから販売業者に義務づけ

＜NHK　2022年6月1日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220601/k10013652051000.html

犬や猫が迷子になったときなどに飼い主がわかるよう、1日から販売業者にマイクロチップの装着が義務づけられ、新たに購入する飼い主にも氏名や住所などの登録が求められます。

ペットの犬や猫は迷子や飼育放棄によって年間7万2000匹が自治体に引き取られていて、飼い主の特定を進めやすくするための改正動物愛護管理法が1日施行されました。

法律の施行で繁殖を行うブリーダーやペットショップなどの業者には、販売用の犬や猫に、直径2ミリ長さ1センチほどで15桁の識別番号が記録されたマイクロチップを装着することが義務づけられます。

そして国のデータベースに、識別番号とともに業者名、犬や猫の名前や性別、品種、毛の色を登録することが必要となります。

また、犬や猫を購入する飼い主も氏名や住所、電話番号などを30日以内に登録しなくてはなりません。

こうすることで犬や猫が保護された際、マイクロチップの識別番号とデータベースの情報を照合し、飼い主を特定で

すでに飼っている人や譲り受ける人、保護団体などは装着は努力義務となっています。

環境省は、迷子になったり災害で離れ離れになったりしても飼い主の元に戻すことにつながるほか、無責任な飼育放棄の防止にも効果が期待できるとしています。

マイクロチップとは

環境省によりますと、マイクロチップは直径２ミリ、長さ１センチほどの円筒形の電子器具で、獣医師が犬や猫の首から肩甲骨のあたりに注射器を使って装着します。

マイクロチップには固有の 15 桁の識別番号が割りふられていて、専用の読み取り機を犬や猫の体にかざすと、識別番号が表示されます。

識別番号は飼い主の氏名や住所などの情報とともに国のデータベースに登録され、番号から飼い主をたどれる仕組みになっています。

GPS 機能はついていないので、居場所を把握することはできません。

日本では、平成７年の阪神・淡路大震災のあと、多くの犬や猫が迷子になったことをきっかけに導入をめぐる議論が始まり、3 年前、動物愛護管理法の一部を改正する法律が成立しました。

国は､マイクロチップを取り付けることで､迷子になった際や災害で離れてしまった際に飼い主を見つけやすく、安易な遺棄の防止が期待できるとしています。

法律施行でどうなる？

【ブリーダー・販売業者は】

犬や猫のブリーダーやペットショップなどの販売業者は、マイクロチップの装着が義務となります。

装着は獣医師が行い、マイクロチップの識別番号とともに、業者名や所在地、連絡先、犬・猫の名前、品種、毛の色、生年月日、性別、特徴などをデータベースに登録することも合わせて義務となります。

【新たに犬・猫を購入して飼う人は】

ペットショップなどから新たに犬や猫を購入して飼う人は、すでにマイクロチップが入っているので、国のデータベースへの登録が義務となります。

登録が求められるのは、自分の氏名、住所、電話番号、メールアドレスのほか、犬・猫の名前、品種、毛の色、生年月日、性別、特徴などの情報です。

情報に変更があった場合は、登録内容を更新する必要があります。

たとえば、ペットショップで買った猫に「たま」と名付ける場合、業者が登録している仮の名前を変える手続きを取らなくてはなりません。

手続きは、引っ越ししたりメールアドレスが変わったりした場合も必要になります。

また、登録した犬や猫が死んだ場合は、届け出なければなりません。

【すでに犬・猫を飼っている人は】

すでに犬や猫を飼っている人には、マイクロチップの装着は努力義務になります。

ただ、飼っている犬や猫にマイクロチップが付いておらず、動物病院などで新たに装着した場合は同様に国のデータベースへの登録が必要になります。

【保護団体や知人から犬・猫を譲り受けた人は】

保護団体や知人からマイクロチップが付いていない犬・猫を譲り受けた人も装着は努力義務です。

【飼っている犬や猫に装着済みの場合は】

今回の義務化に先立ってマイクロチップを装着している業者もあり、民間のデータベースも運用されています。

環境省では、統一的な運用を進めたいとして、すでにマイクロチップが装着されている犬や猫を飼っている人にも、国のデータベースに登録し直すよう呼びかけています。

・<u>マイクロチップ義務、来月から　販売の犬猫、情報登録</u>

＜時事ドットコム　2022 年５月 29 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022052900114&g=soc

　ペットの犬や猫にマイクロチップ装着を義務付ける改正動物愛護管理法が６月１日に施行される。飼い主の情報が登録されたチップを埋め込むため、首輪のように外れず、はぐれても連絡がつきやすくなる。無責任な遺棄も防げ、環境省の担当者は「所有者が分かるので、むやみに捨てる人が減る効果がある。最後まで飼うことが殺処分を減らすことにつながる」と話す。

　マイクロチップは直径１ミリ、長さ８ミリ程度の円筒形で、獣医師らが専用の注射器で背中部分の皮下に埋め込む。費用は数千～１万円程度。１５桁の数字が記録され、自治体などが専用の機械で読み取り、データベース

の登録情報と照合できる。登録情報は飼い主の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、犬や猫の品種、毛色、生年月日、性別―など。

これまでも民間団体によるチップ登録制度はあったが、６月以降は法定化される。日本獣医師会の担当者は「民間で取り組んできたことが法律で明文化されたことは非常に大きな意味を持つ」と話す。

装着義務が生じるのは、ブリーダーやペットショップが販売する個体。守らない業者には都道府県知事が勧告や命令を行い、悪質な場合は業務取り消し命令の対象となる。

一般の人がチップの付いた犬猫を業者から購入した場合、３０日以内に登録情報を書き換える義務が生じる。その際はチップの識別番号と、購入時に業者からもらう登録証明書に書かれた暗証番号が必要だ。オンラインで申請する場合、手数料は３００円。

現在家庭で飼っている犬猫への装着は努力義務だが、チップを一度入れれば情報登録の義務が生じる。引っ越しなどで住所が変われば、その都度書き換える必要がある。

ペットフード協会によると、国内で飼われている犬猫は推計約１６００万匹。環境省はペットショップやブリーダーを経由し、チップ装着が義務化される犬猫は年間約４１万匹に上ると見込んでいる。同省の担当者は「販売される犬や猫はチップを必ず装着している。迎え入れたら、自身の個人情報の登録をお願いしたい」と呼び掛けている。

********** 以上 **********